

平成26年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第■■■■■号 保険金請求事件

口頭弁論終結日 平成26年■■月■■日

判 決

原 告 株式会社■■■■■

同代表者代表取締役 ■■■■■ A

同訴訟代理人弁護士 ■■■■■

被 告 ■■■■■株式会社

同代表者代表取締役 ■■■■■

同訴訟代理人弁護士 松 坂 祐 輔

同 桑 島 良 太 郎

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、764万円及びこれに対する平成24年9月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告との間で事業活動総合保険契約を締結していたが、その保険期間中に盗難事故に遭ったとして、被告に対し、被害品の価額等に相当する保険金764万円の支払を求める事案である。

2 前提事実（証拠等を掲げた事実のほかは当事者間に争いがない。）

(1) 原告は、宣伝用の■■、■■等の製造及び販売を業とする株式会社である。

被告は、損害保険業等を営む株式会社である。

- (2) 原告は、平成24年2月15日、被告との間で、次のとおりの事業活動総合保険契約を締結した（以下「本件保険契約」という。）。(甲1)

保険期間 平成24年2月21日午後4時から平成25年2月21日午後4時まで（1年間）

保険の対象の所在地

構造用法 鉄骨造/事務所

保険の対象 設備、什器等

保険金額 1500万円

保険の対象の損害に関する主な補償 火災、盗難等

- (3) 原告は、平成24年3月21日、
に所在する事務所兼作業場の建物（以下「本件建物」という。）において盗難事故に遭ったとして、警察署に被害届を提出した（以下、原告が主張するこの盗難事故を「本件盗難事故」という。）。
同日、警察による実況見分が行われ、その後も捜査が行われているが、2年以上経過した現在も犯人は検挙されていない。（乙1、弁論の全趣旨）

3 争点及び当事者の主張

- (1) 原告が本件盗難事故に遭ったか

（原告の主張）

原告は、平成24年3月21日、本件盗難事故に遭った。

本件建物の間取りは別紙図面1のとおりであるところ、警察によれば、犯人は、同図面②の入口から本件建物に侵入し、さらに同図面中央の作業台のある部屋に侵入し、同作業場の出入口から盗難品を搬出したということである。そして、原告代表者の父で原告に勤務するBは、警察から、別紙図面1の⑩の入口にある戸に付けられたフック状の鍵付近から4名

分の指紋が検出されたこと、及びii同図面中央の作業台がある部屋などから原告関係者以外の4名分の足跡があったことをそれぞれ聞いている。また、iii B は、被害後、同図面⑬の出入口から外に出た先に、甲 (原告において用いていた する機械) のねじが落ちていたのを見付けている。さらに、iv被害後、同図面上部の「電話主装置」内にある電話線が切られていた。

このように、被害後、原告関係者以外の指紋、足跡が発見されたことから第三者が本件建物に立ち入ったことは明らかであり、また、甲 のねじが外に落ちていたことから、甲 が窃取されたことも明らかである。さらに、窃盗犯でなければ、わざわざ電話線を切る必要もない。

(被告の主張)

原告のいう本件盗難事故はその存在が認められない。

すなわち、原告は、犯人が別紙図面1の②の入口から侵入したというが、原告の実質的な代表者である B は、証人尋問において、原告が本件盗難事故前の4年間で2回、何者かに本件建物に侵入された旨を証言する一方で、同図面②の入口の鍵は施錠していなかったと証言しているのであり、まずその施錠していなかったことが不自然である。また、B は、施錠しなかった理由として、②の入口付近には人が近づくと点灯する装置を付けていたと述べるが、同人によれば、さらに同図面の乙 のある作業場(以下「乙の作業場」という。)内に入ると、手元が見えるくらいの薄暗い照明も自動的に点くというのであり、そうであれば、犯人は、2度も突然照明が点いていながら驚いて逃げることもせず、むしろ、後記のとおり、甲 という大型の機械を搬出したというのであるからこれも不自然である。原告は、本件建物から4名分の指紋や足跡が発見されたことを強調するが、他方で、原告によれば、犯人は別紙図面1の②付近の

入口から乙の作業場に侵入したというのに、同作業場から足跡が全く発見されていないことも不自然である。さらに、一般に、窃盗犯人は、現金や貴金属といった少量かつ軽量で価値の高いものを狙うのであり、またいつ発見されて警察に通報されるかも分からないのだから、時間を掛けずに手短かに犯行を実行する必要があるところ、原告によれば、犯人は甲大型1台及び甲小型2台の合計3台を窃取したというのであり、かつ、Bの証言によれば、その甲大型は大人でも1人で搬出することは困難というのであるから、このような搬出の困難な大型の機械ばかりを窃取しているというのも不自然である。なお、原告の固定資産台帳（甲18の1, 2）によれば、上記甲3台は、本件盗難事故前の固定資産台帳（甲18の1）に記載されておらず、そもそもその存在が否定される。他方、原告は平成24年1月及び2月に乙各1台を購入しているが、その新しい乙が窃取されていないというのも不自然である。また、上記甲3台は、Bの証言によれば、以前破産した有限会社が所有していたものを原告が譲り受けたというのであるが、破産した会社の財産であれば破産管財人が第三者に売却しているはずであり、原告が譲り受けられるはずもない。

このように原告の主張やBの証言には不自然、不合理な点が多く、これらによって原告主張の本件盗難事故が存在したと認めることはできない。

(2) 損害

(原告の主張)

原告は、本件盗難事故により、次の被害を受けた。

ア 盗難に遭ったもの	評価額
(ア) 甲大型 1台	250万5000円
(イ) 甲小型 2台	144万0000円

(ウ) 複合機	■■■■■	1台	92万0000円
(エ) デバイスコントローラー		1台	90万0000円
(オ) 電話機	■■■■■	一式	63万5000円
(カ) パソコン	■■■■■	1台	15万0000円
(キ) 現金			2万0000円
イ 損壊され修理を要したもの			修理費用
(ク) 電話機	■■■■■	一式	100万0000円
(ケ) 電話線切断修理費用			7万0000円
ウ 以上合計			764万0000円

上記損害は、いずれも本件保険契約によって填補されるべきものである。

よって、原告は、被告に対し、本件保険契約に基づき、764万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年9月21日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

いずれも争う。いずれも事故前の原告の固定資産台帳に記載されていないなど、その存在自体が疑わしいし、存在したとしても、原告が主張するような金額の価値のあるものではなく、無価値物であり、被保険利益がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告が本件盗難事故に遭ったか) について

(1) 前提事実、証拠 (甲15, 27, 証人 B) に加え、後掲の各証拠及び全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 原告代表者の父 B は、かつて有限会社■■■■■を経営しており、同社は、■■■■■の製作など、原告と同様の業務をしていた。

しかし、有限会社■■■■■は平成15年ころ破産した。この破産事件は■■■■■地裁■■■■■支部に係属し、破産管財人が選任され、財産の清算が行

われた。

イ 原告は、平成20年1月に設立され、当初 **B** が代表取締役に就任したが、その後、息子である **A** が代表取締役に就任した。もっとも、**B** によれば、それは借入れを起こすために息子を代表者にしたものであり、その後も、少なくとも **B** の製作業務は **B** が実質的な経営者として行っていた。

ウ 原告は、平成24年2月15日、本件保険契約を締結した。

これが本件建物に掛けた初めての保険であった。

エ 原告は、同年3月21日、本件盗難事故に遭ったとして、**乙** 警察署に被害届を提出した。

同日、警察が実況見分を行った(乙1)。その際に作成された見取図(別紙図面2がその写し)のとおり、現場は県道に面しており、**B** が住む居宅と本件建物が並んで建っている。また、その際に撮影された写真によれば、別紙図面1上部の「電話主装置」の位置にある配電装置下の配線が刃物のようなもので切断されていた(乙1, 写真11, 12)。同図面中央の作業台のある部屋内は乱雑に荒れた状態であった(乙1, 写真15~18)。この作業台のある部屋と **乙** の作業場との間はサッシ戸で仕切られているところ(乙1, 写真23, 25)、このサッシ戸の **乙** の作業場側には、長い椅子がサッシ戸にほぼ接着するように並べて置かれていた(甲19の2, 3, 甲23の1, 2; 乙1, 写真25)。

オ 原告が本件盗難事故前である平成24年2月29日に税務署に提出した確定申告書の控え(甲18の1)に添付された減価償却資産の明細書には次の記載がある。

- ①建物内配線 (数量1, 供用日平成20年1月)
- ② **乙** (数量1, 供用日平成20年1月)

③車両 (数量3, 供用日いずれも平成20年1月)

④ノートパソコン (数量1, 供用日平成20年1月, 取得価額4万7081円)

また, 原告が本件盗難事故後である平成25年2月27日に税務署に提出した確定申告書の控え(甲18の2)に添付された減価償却資産の明細書には次の記載がある。

①建物内配線 (数量1, 供用日平成20年1月)

②通信システム (数量1, 供用日平成24年2月)

③乙 (数量1, 供用日平成20年1月)

④乙 (数量2, 供用日平成24年1月~2月)

⑤乙 (数量9, 供用日平成24年4月~9月)

⑥車両 (数量3, 供用日いずれも平成20年1月)

⑦ノートパソコン (数量1, 供用日平成20年1月, 取得価額4万7081円)

カ 原告は, 本件訴訟において, 被告の代理店として本件保険契約の締結に関わった 株式会社 の従業員 C の陳述書(甲14)を提出しており, 同陳述書には, 本件保険契約の締結前に原告主張の盗難被害品が存在することを確認した旨の記載がある。そして, 原告は同人を証人として申請し, 当裁判所もこれを採用したが, 原告は尋問の直前になり同人が会社から出廷しないよう言われているとしてその証人申請を撤回したため, C の尋問は行われなかった。

(2) ところで, 証人 B は, 本件盗難事故後の状況や被害品について, 前記争点(1)及び(2)における原告の主張に沿う証言をしており, また, 陳述書(甲15)において, 被害に遭ったことは平成24年3月21日の午前8時50分ころ事務所に入ったときに気付いた旨を述べている。

しかしながら, 原告が主張する被害品は, いずれもこれが存在していた

ことを裏付ける客観的な証拠がないばかりか、原告自身が作成していた事故前の原告の減価償却資産の明細書にも記載されておらず、その存在自体に疑問があるといわざるを得ない。なお、原告主張の被害品のうち、「パソコン []」に関しては、前記(1)の認定事実オのとおり、平成24年2月の減価償却資産の明細書に「ノートパソコン 取得価額4万7081円」との記載があるが、これは平成25年2月の明細書にも記載があるから、上記ノートパソコンが盗難に遭ったというパソコン [] と異なるものであることは明らかである。

原告が上記被害品を減価償却資産の明細書に記載していなかったことについては、いずれも税務申告上の耐用年数を経過しているから価値がないとして計上しなかったと解する余地もあるが、そうであるとしても、窃盗犯人が平成24年1月や2月に購入したばかりの新品の [乙] や、減価償却資産の明細書に記載された比較的新しいノートパソコンを盗むことなく、古いものばかりを盗んでいったことは不自然な感を否めない。また、原告の主張及び証人 [B] の証言によれば、 [甲] 大型は幅が150cm、重量が約40～50kg、 [甲] 小型は幅が90cm、重量が15～20kgあるというのであるから（原告準備書面4、3頁、証人 [B] 調書51頁参照）、このような大きさ及び重量のある物品を盗み出すためには、犯人が複数人で、かつトラック等の車両で乗り付けて行う必要があると考えられるところ、このような犯行を、夜間、民家の傍ら（同人によれば、居宅と本件建物の距離は6～7mという。）で行うのは犯人にとっても発覚のリスクを相当に伴うものであり、このようなリスクを冒してまで古いものや大型のものを盗んでいくというのも不自然である。さらに、証人 [B] によれば、犯人が入ったという入口（別紙図面1の②の入口）付近には人が近づくと自動的に点灯する照明があり、また、室内に入っても自動的にぼんやりと照明が点くというのであり、これら2つの照明が点灯して

も犯人が逃げることなく、**甲**などの大型の物品などを運び出し続けていたというのも不自然である。加えて、証人**B**は、犯人が**乙**の作業場から中央の作業台のある部屋に入った旨を証言するが、⑩のサッシ戸付近には前記(1)の認定事実エのとおり、長い椅子がサッシ戸にほぼ接着するように並べて置かれていたのであり、これをわざわざずらしたり、乗り越えるなどしてサッシ戸を開けて進行したというのも不自然である。

(3) 以上のほか、原告は、前記原告の主張のとおり、警察からは、別紙図面1の⑩の入口にある戸に付けられたフック状の鍵付近から4名分の指紋が検出され、同図面中央の作業台がある部屋などから原告関係者以外の4名分の足跡が発見されたことを聞いた旨主張し、証人**B**もこれに沿う証言をするが、これらを客観的に裏付ける証拠はない。また、別紙図面1の⑪の出入口から外に出た先に**甲**のねじが落ちていたことも主張するが、これを裏付ける証拠はなく、またねじが落ちていたとしてもそのことのみで被害が裏付けられるわけではない。

(4) 以上のとおり、原告が主張する本件盗難事故は、その主張する被害品の存在が客観的な証拠により裏付けられていないばかりか、原告が作成、提出していた減価償却資産の明細書にもその記載がなく、また、証人**B**が証言等する被害(犯行)の態様も不自然な点が多々あるのであり、これによって本件盗難事故の存在を認定することはできない。原告が主張するその他の事情もこれを裏付ける客観的証拠がないか、又は被害を推認させるものではなく、他に本件盗難事故を認めるに足りる証拠もないから、結局、原告が本件盗難事故に遭ったことはこれを認定することができない。

3 よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判官 吉 田 純 一 郎